

## (4) 障害者優先調達推進法に基づく調達の推進について

### 【市町村における平成26年度の調達方針の策定状況について】

障害者優先調達推進法においては、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(以下、「調達方針」という)を作成しなければならないこととされており、調達方針の策定が義務付けられている。

都道府県におかれては、全て調達方針を策定いただいているところであるが、市町村においては、平成27年1月9日時点で78.5%の策定率となっており、約2割の市町村でいまだ調達方針の策定がされていない状況である。調達方針の策定は法律に定められた義務であることから、法令遵守の観点からも、管内市町村等に対して調達方針の策定について周知徹底願いたい。

なお、平成27年度の調達方針については、今年度中に策定することが望ましいが、遅くとも平成26年度の出納整理期間が終わる平成27年5月には策定できるよう、速やかに策定に向けて着手いただきたい。

### 【障害者就労施設等からの調達の促進について】

(平成25年度の調達実績について)

障害者優先調達推進法の施行初年度である平成25年度の国や都道府県等における障害者就労施設等からの調達実績は、合計で約123億円であったところ。

都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、会計年度が終了した後、遅滞なく調達実績の概要を取りまとめ公表することとなっているので、遺漏なきよう取り扱われたい。

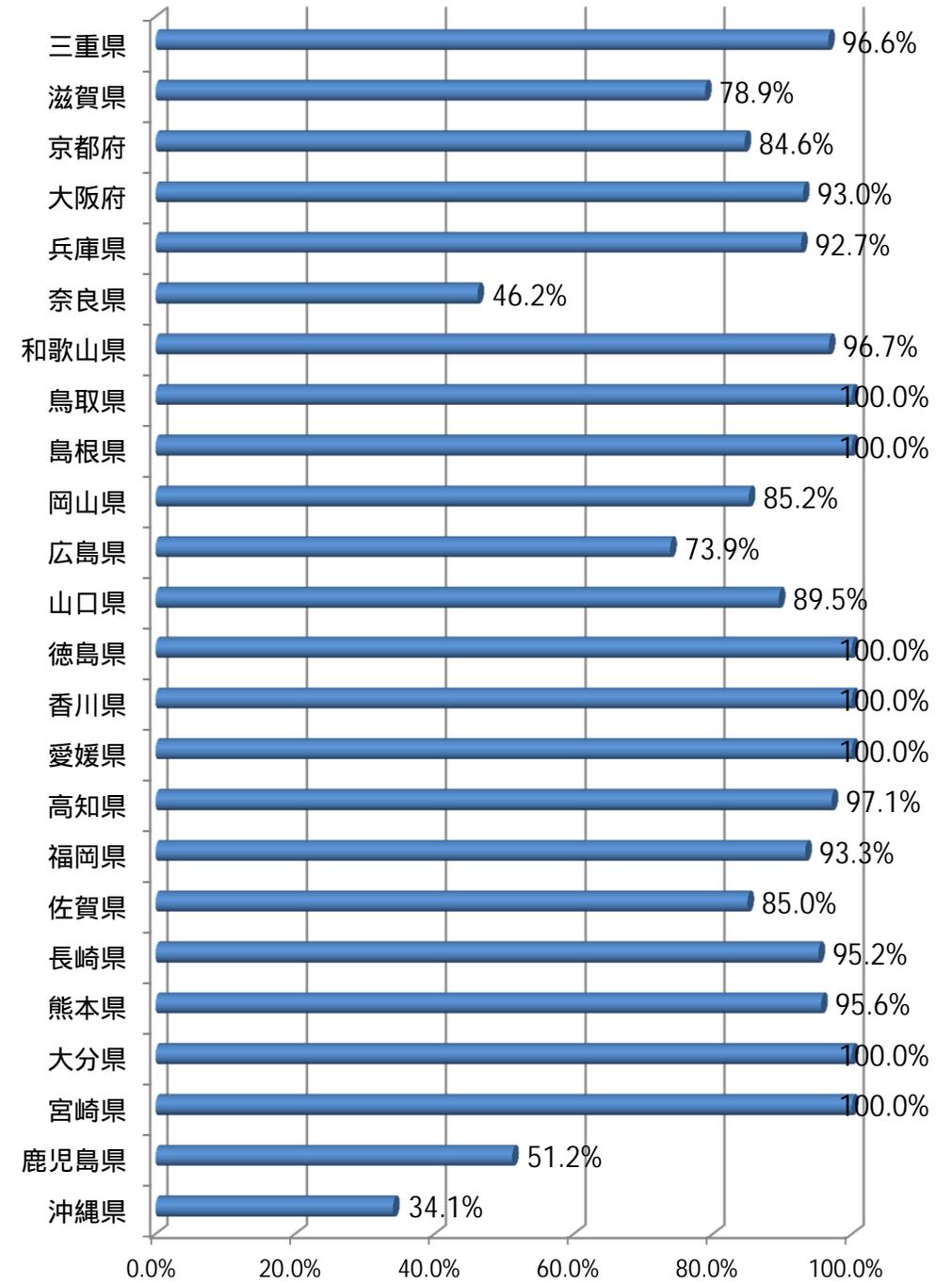
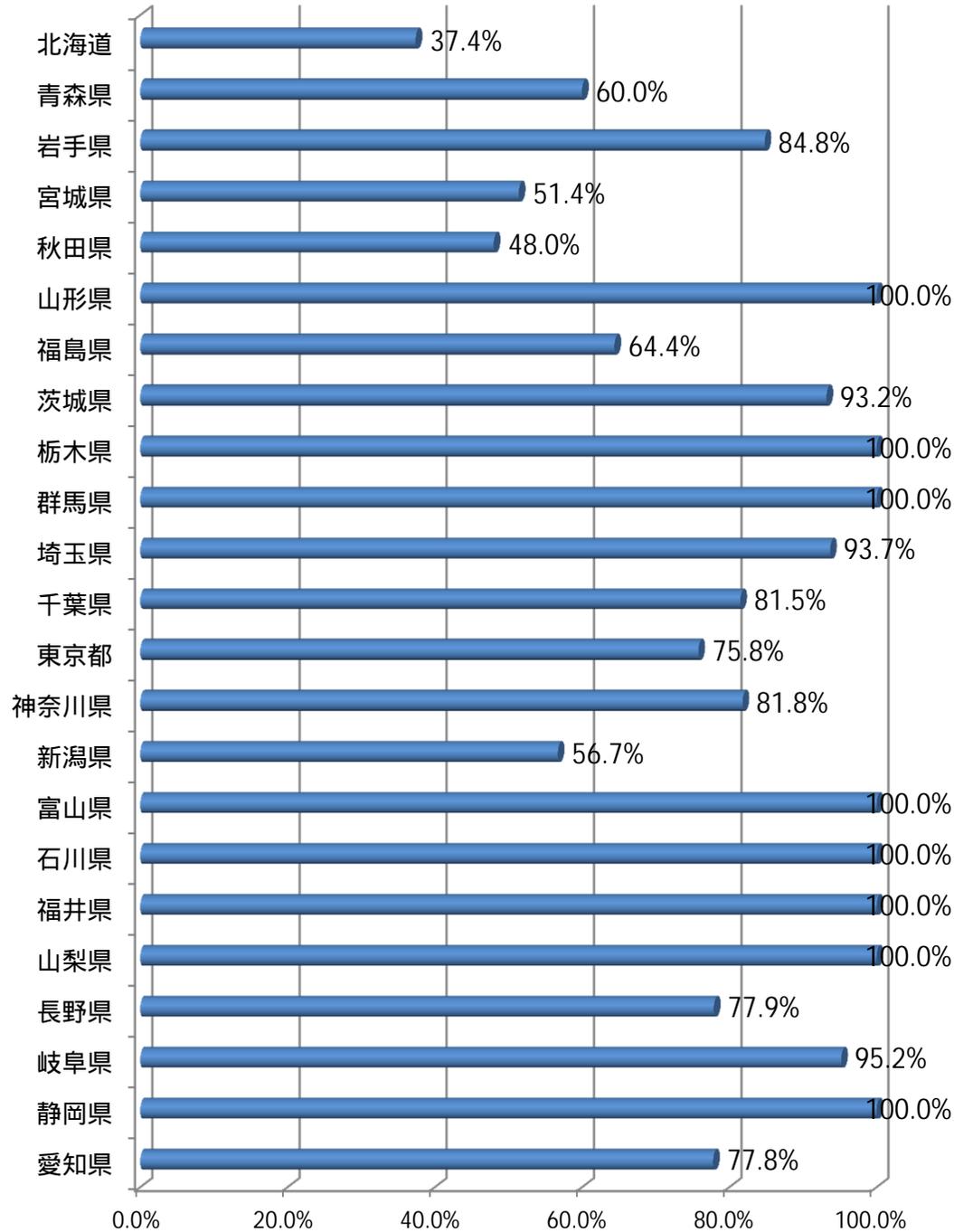
(全庁的な取組について)

都道府県等における物品等の調達は、様々な分野で行われることから、障害者就労施設等からの調達の促進を図るためには、福祉部局だけではなく出先機関等も含めた全ての部局において積極的に発注に取り組むことが必要である。

都道府県におかれては、全庁的な調達の促進に取り組むことができるよう、調達推進体制の整備や調達事例の提供などに積極的に取り組んでいただくとともに、管内市区町村等に対しても、全庁的な取組が行われるよう周知願いたい。

市区町村における平成26年度の調達方針策定状況（平成27年1月9日時点）

全国平均：78.5%



## 平成25年度 国等における障害者就労施設等からの調達実績

	物品		役務		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
各府省庁	1,508	2.2億円	1,120	3.4億円	2,628	5.6億円
独立行政法人等	739	0.9億円	2,323	6.1億円	3,062	6.9億円
都道府県	4,367	6.6億円	10,231	14.7億円	14,598	21.4億円
市町村	22,864	16.4億円	20,616	70.2億円	43,480	86.6億円
地方独立行政法人	384	0.2億円	766	2.3億円	1,150	2.5億円
合計	29,862	26.4億円	35,056	96.6億円	64,918	123.0億円

四捨五入の関係で、合計が合っていないところがある。

## (5) 平成25年度の工賃実績等について

### 【平成25年度の工賃実績について】

平成25年度の就労継続支援B型事業所における利用者の全国の平均工賃月額は14,437円であり、対前年度比247円増(1.7%増)であったところである。

また、平成18年度と比較すると2,215円増(18.1%増)となっているが、平成18年度から継続して工賃向上に向けた計画を策定し取組を行っている事業所については、平成25年度の平均工賃が15,872円であり、平成18年度の平均工賃12,542円から3,330円増(26.6%増)と、より一層の工賃の向上が図られているところである。

工賃向上にあたっては、事業所による積極的な取組が重要であることから、今般の障害福祉サービス等報酬改定において、目標工賃達成加算や目標工賃達成指導員配置加算の充実・強化を図ることとしているので、引き続き事業所における取組が促進されるよう周知願いたい。

### 【平成27年度以降の工賃向上計画の策定について】

工賃向上計画については、都道府県及び全ての就労継続支援B型事業所等において、平成24年度から平成26年度までの3か年を対象期間とした計画を策定し、工賃向上に向けた取組を実施いただいているところである。

就労継続支援B型事業所等における平成25年度の平均工賃月額は14,437円であり、引き続き工賃向上に向けた取組を実施していただく必要があることから、平成27年度以降についても工賃向上計画を策定いただきたい。

計画の対象期間は平成27年度から平成29年度までの3か年とし、計画の策定にあたっては、「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」を参考されたい。

「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」については、計画の対象期間等を改正し、3月上旬に通知予定である。

なお、工賃向上に向けた取組は、継続的に実施いただくことが重要であることから、平成30年度以降についても3か年を1サイクルとした計画を策定いただくことを考えているので、ご了承ください。

## 就労継続支援 B 型事業所における平均工賃

(平成18年度)

(平成25年度)

12,222 円 → 14,437 円 18.1%増

就労継続支援 B 型事業所の一人当たり平均工賃月額  
(平成18年度は入所・通所授産施設、小規模通所授産施設を含む)

### 参考

就労継続支援 B 型事業所 (平成25年度末時点) で、平成18年度から継続して工賃向上に向けた計画を策定し取組を行っている施設の平均工賃

(平成18年度)

(平成25年度)

12,542 円

15,872 円

26.6%増

一般の事業所 (事業所規模5人以上) の労働者の現金給与総額 (厚生労働省：毎月勤労統計調査)

(平成18年度)

(平成25年度)

334,374 円

→

313,995 円

6.1%減

# 都道府県別平均工賃（平成18年度、平成25年度）

(円/月額)

都道府県	平成18年度	平成25年度
北海道	15,305	18,848
青森県	9,310	12,125
岩手県	15,225	18,114
宮城県	13,061	16,989
秋田県	12,580	13,790
山形県	10,283	11,526
福島県	9,540	12,842
茨城県	9,241	11,353
栃木県	12,563	14,804
群馬県	11,116	16,346
埼玉県	11,777	13,309
千葉県	12,024	12,596
東京都	14,488	14,588
神奈川県	12,367	13,180
新潟県	10,441	13,416
富山県	11,933	14,027
石川県	15,179	15,297
福井県	15,493	19,733
山梨県	10,736	15,449
長野県	10,548	14,074
岐阜県	10,068	11,756
静岡県	13,661	14,055
愛知県	14,447	15,318
三重県	10,407	12,851

都道府県	平成18年度	平成25年度
滋賀県	15,566	17,558
京都府	12,999	15,395
大阪府	7,990	10,345
兵庫県	10,190	13,020
奈良県	9,861	13,856
和歌山県	12,046	15,741
鳥取県	13,366	17,089
島根県	12,549	17,921
岡山県	10,750	12,126
広島県	12,419	15,551
山口県	12,632	15,639
徳島県	14,636	19,299
香川県	11,172	13,920
愛媛県	11,710	14,667
高知県	16,013	18,738
福岡県	11,664	13,112
佐賀県	15,396	16,875
長崎県	11,181	13,894
熊本県	12,836	13,648
大分県	13,489	15,869
宮崎県	11,018	15,078
鹿児島県	12,809	14,119
沖縄県	13,552	14,032
全国平均	12,222	14,437

(注) 平成18年度は、就労継続支援B型事業所、授産施設及び小規模通所授産施設の平均  
平成25年度は、就労継続支援B型事業所の平均

# 平成27年度以降の工賃向上計画について

## 工賃倍増5か年計画（平成19～23年度）

成長力底上げ戦略(平成19年2月)に基づく「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」の一環として実施。  
全ての都道府県で「工賃倍増5か年計画」を作成し、官民一体となって取り組むことにより、5年間で平均工賃の倍増を目指すもの。

各事業所における計画の作成は任意。

平均工賃は、5年間で14.8%増であり、倍増には至らず(平成18年度:11,830円 平成23年度:13,586円)。

## 工賃向上計画（平成24～26年度）

工賃倍増5か年計画における課題を踏まえ、全ての事業所において「工賃向上計画」を作成し、PDCAサイクルにより工賃向上に取り組むこととした。

市町村レベル及び地域レベルでの関係者の理解や連携体制が重要であることから、市町村においても事業所の取組を積極的に支援するよう明記。

平成25年度の平均工賃は14,437円(各事業所が掲げた平成26年度の平均工賃の目標値は15,773円)。

平成27年度以降も引き続き工賃向上計画を策定し、就労継続支援B型事業所等における工賃向上に取り組む

## 平成27年度以降の工賃向上計画

平成27年度から平成29年度の3か年を対象期間とした計画を策定。

平成30年度以降についても、3か年を1サイクルとした計画を策定することにより、継続的な取組を実施。

現行の「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」について、基本的な内容は継続しつつ、計画の対象期間等を改正(3月上旬に通知)。

## (6) 平成27年度重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業について

「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」については、重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対し、人口規模等を踏まえ、小規模市町村に重点を置いた財政支援を行っているところである。

平成27年度については、重度障害者の割合が一定以上である市町村に対し、国庫負担基準を嵩上げすることに伴い、本事業の補助要件を、「人口規模」や「財政力」などを考慮したものに見直す予定である。これに基づき、本事業については、平成27年度当初予算案において、11億円計上したところである。

### <平成27年度補助要件(案)>

#### (1) 人口10万人以上30万人未満かつ財政力指数が1以上の市町村(特別区を除く)

「当該年度の国庫負担基準額に1/8を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に1/8を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額

#### (2) 人口10万人以上30万人未満かつ財政力指数が1未満の市町村(特別区を除く)

「当該年度の国庫負担基準額に2/3を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に2/3を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額

#### (3) 人口10万人未満かつ財政力指数が1以上の市町村(特別区を除く)

「当該年度の国庫負担基準額に1/4を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に1/4を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額

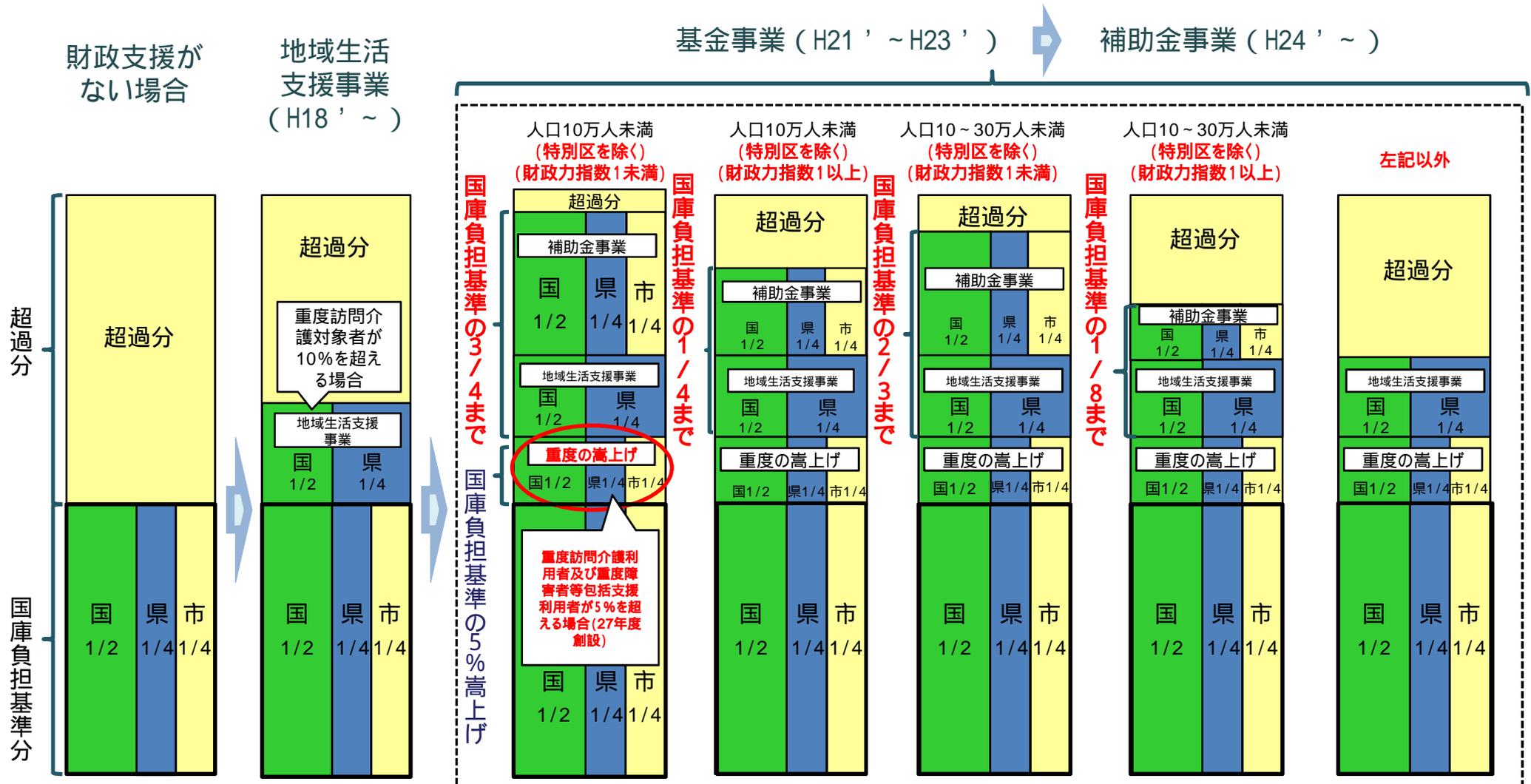
#### (4) 人口10万人未満かつ財政力指数が1未満の市町村(特別区を除く)

「当該年度の国庫負担基準額に3/4を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に3/4を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額

各都道府県におかれては、管内市町村に対し、本補助要件の見直し案について、周知徹底を図るなど本事業の円滑な実施について特段の御配慮をお願いしたい。

# 国庫負担基準の超過にかかる財政支援策について(平成27年度(案))

平成27年度国庫負担基準の見直しにおいて、**重度障害者に対し、適切、かつ、きめ細やかな支援を行うため、重度障害者が一定割合以上の市町村の国庫負担基準の嵩上げを行うこと**に伴い、平成27年度の「**重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業**」について以下のとおり補助対象を見直し、**小規模、かつ、財政力の弱い市町村により重点を置いた財政支援を行うこととする。**



県が地域生活支援事業による財政支援を実施しない場合は、補助金事業の活用ができない。(基金事業を踏襲)  
 地域生活支援事業の対象外の自治体においては、補助金事業の活用が可能である。(基金事業を踏襲)  
 地域生活支援事業や補助金事業と合わせて、重度障害者の割合が5%以上の市町村においては、国庫負担基準の総額の5%嵩上げを行う。

## (7) 相談支援の充実等について

市町村は支給決定を行うに際し、平成27年4月以降はサービス等利用計画案等の提出を必ず求めるものとされているが、経過措置の終了が目前に迫った、平成26年12月末時点の進捗状況については、計画相談支援・障害児相談支援ともに約6割であった。

これまで、厚生労働省では特に進捗状況が低い自治体や、業務を行う事業者に対して、

- ・ 都道府県・市町村の役割、事業所における柔軟な対応の工夫例やセルフプランを受け付けるに当たっての留意点
- ・ 市町村による基幹相談支援センターや事業所の役割分担・推進方法の協議
- ・ 平成27年度に限った市町村による代替プランの作成の導入

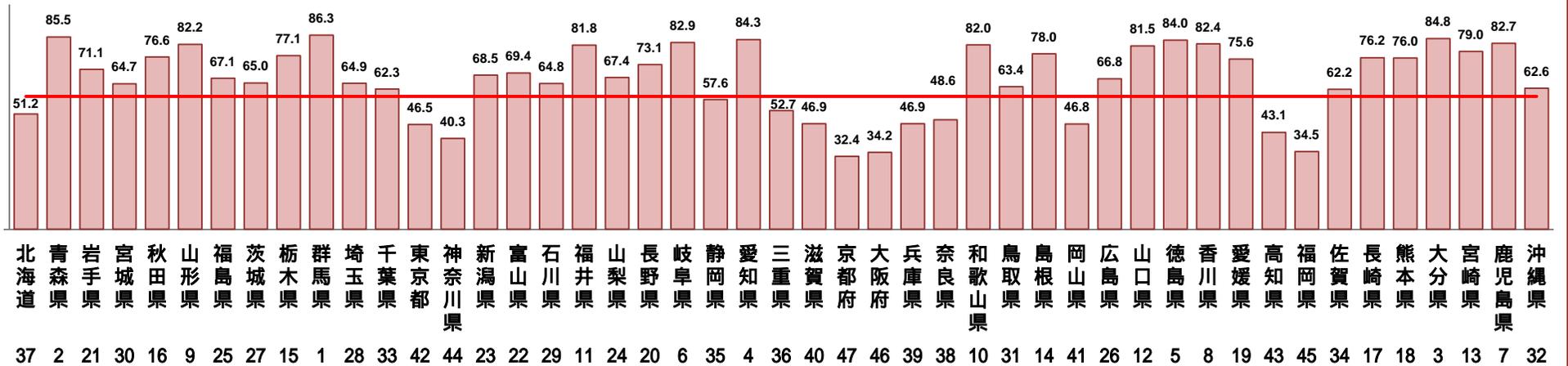
等事務連絡や全国担当主管課長会議を通じて示してきたところであるが、各都道府県におかれては、管内市町村の平成27年度以降の計画相談支援等の対応方針について確認いただき、その取組が不十分であれば上記各事項の対応の余地がないか指導いただきたい。

また、平成27年度以降、計画相談支援等の実施に当たっては、相談支援専門員のスキルの向上や事業所の質の確保が重要となる。そのため、平成27年度報酬改定では、手厚い人員体制や関係機関との連携等により質の高い計画相談支援が提供されている事業所を評価することとしているが、その他にも地域生活支援事業の一つである基幹相談支援センター等機能強化事業を活用し、基幹相談支援センター等において、地域の相談支援事業所が作成したサービス等利用計画をチェックする等、相談支援専門員がより適切なマネジメントを行うことができるよう重層的な相談支援の体制の充実を図られたい。

適切なマネジメントの実施に当たっては、インフォーマルサービスを含め地域において利用者の必要な社会資源が充足されている必要がある。平成27年度予算案では、市町村協議会において、地域資源の開発や利用促進等に向けた取組を新たに地域生活支援事業の補助の対象としているため、積極的に活用いただき、地域の課題解決に向けた取組を検討されたい。

計画相談支援 関連データ（都道府県別：実績）

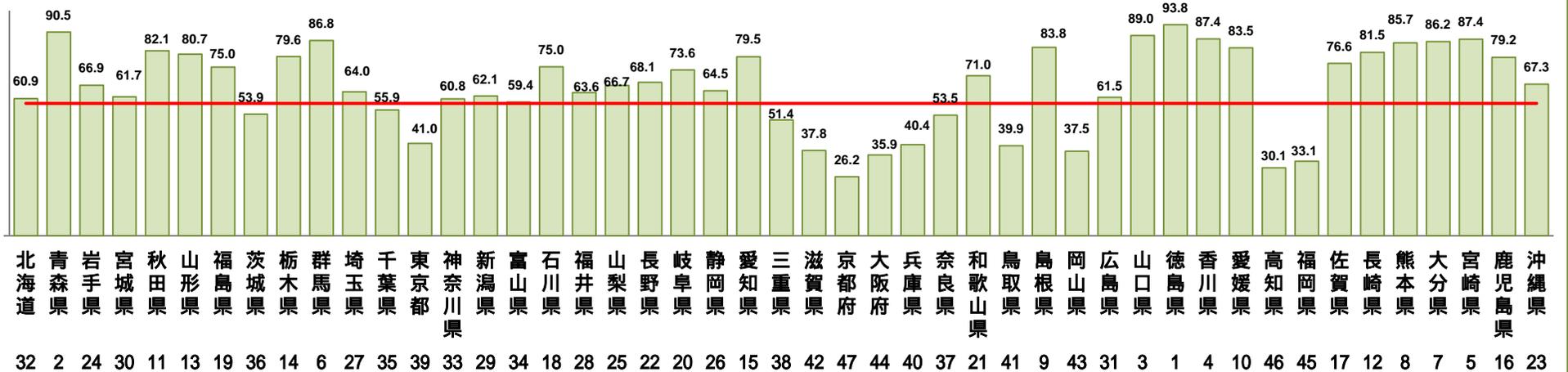
都道府県別 計画相談支援実績（H26.12：厚生労働省調べ）



【都道府県名の下の数字は順位、グラフ中の線は全国平均59.0%】

↑ 同月の障害福祉サービス・地域相談支援の利用者のうち既にサービス等利用計画を作成しているものの割合

都道府県別 障害児相談支援実績（H26.12：厚生労働省調べ）



単位：% 【都道府県名の下の数字は順位、グラフ中の線は全国平均（58.8%）】

↑ 同月の障害児通所支援の利用者のうち既に障害児支援利用計画を作成しているものの割合

## 計画相談支援等を進める上での市区町村・都道府県の役割分担

\* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

### <市区町村の役割> 支給決定を行う立場、体制整備に関して一義的な責任

- ・ 障害福祉計画の策定に当たってサービス利用者数等について見込み(\*従来からの業務) それに応じたサービス等利用計画の作成やモニタリング等の件数を見込む(障害児通所支援の利用者数についても合わせて考慮)
- ・ 管内又は近隣の事業所に対して特定相談支援事業所等の開設の働きかけ
- ・ 事業所側として将来的な業務計画等を立てることができる環境づくり(例:半年後・1年後にどの程度の件数が見込まれるのか等の情報を事業所側に提供)
- ・ 基幹相談支援センターの設置等を通じて、研修の実施による人材育成や特定相談支援事業所等からの困難事例等に関する相談、当該事例等について地域の関係機関へのフィードバック等の体制を作ることが望まれる
- ・ 協議会を活用し、障害福祉サービス事業者とのサービス等利用計画の作成の必要性の共有、計画的なサービス等利用計画等の対象者の選定等の取組

### <都道府県の役割> 管内市区町村の支援、特に相談支援専門員の養成確保

- ・ 管内市区町村における計画相談支援等の進捗の見込みを集約 当該都道府県内における相談支援専門員の必要数の見極め その確保のために十分な規模の養成研修の実施
- ・ 計画相談支援等の進捗率を定期的に把握して市区町村に還元、進捗率の低い市区町村の課題の把握や適切な支援

# サービス等利用計画等の作成の効率的な実施について

平成26年9月26日事務連絡「計画相談支援・障害児相談支援の推進等」について

平成26年2月27日事務連絡の周知・徹底について

全ての利用者についてサービス等利用計画等の作成等が行われることを原則とした理由、体制整備のために都道府県・市区町村の担うべき役割、当省において進めている支援策等について改めて整理するとともに、

- (1) 計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策として考えられる手法
- (2) 特定相談支援事業所等の作成に代えて提出することができる「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項について、新規事業所や新たに従事した相談支援専門員に改めて周知

役割分担を踏まえた関係機関の協働について



・利用者の基本情報や利用者の意向等を勘案したサービス等利用計画案等の初期情報を収集、記入  
・計画相談支援等の提供方法に関する指導・助言

情報提供、指導・助言  
確認依頼、照会

・基幹相談支援センター等から情報提供された、サービス等利用計画案等の最終的な作成  
・サービス等利用計画等も含めた計画相談支援等の提供方法に関する照会

サービス利用支援におけるアセスメントの実施場所に係る緊急的な措置について

モニタリング・障害児相談支援は対象外

【本来(現行)】

【27年3月末までの暫定措置】



基準省令第15条第2項第6号「相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接しなければならない。」

今回に限ったものである旨を利用者に説明  
家庭状況等の確認が必要な場合は、適切に居宅訪問  
家族へも面接の趣旨の十分な説明を電話等で実施

## 市町村における代替プランについて

\* 「障害保健福祉関係主管課長会議資料」(平成26年11月4日)より抜粋

### < 概要 >

平成27年度に支給決定を行う利用者に対して、指定特定相談支援事業者等がサービス等利用計画案等が作成できる目途が立たない場合は、暫定的な措置として、各市町村の責任において、サービス等利用計画案等の代替となる計画案(以下「代替プラン」という。)を作成する。

なお、当該措置は、計画相談支援等の提供が未だ受けられていない利用者のための平成27年度に限った緊急かつやむを得ない措置

### < 留意事項(ポイント) >

計画相談支援等と同等の質の確保について

代替プランの内容及び質は、指定特定相談支援事業者等が作成するサービス等利用計画案等と同等の水  
準となるよう各市町村において取り組む。具体的には、

- ・ 計画相談支援等における、居宅等の訪問やサービス担当者会議の開催、モニタリングの実施等の運営基準に準ずる業務を実施
- ・ 作成に当たっては、障害福祉行政の相談業務等に一定期間従事した職員が実施 等

なお、市町村は、次回のサービス等利用計画等の作成等については、新たに確保した指定特定相談支援事業者等に速やかに依頼できるよう、市町村が代替プランを作成した利用者をリスト化し、管理すること。

適切な時期の指定特定相談支援事業者等への引き継ぎ

市町村による代替プランの作成については、緊急的な措置であることから、次回の支給決定時においては、指定特定相談支援事業者等の体制の整備を図るとともに、代替プランの内容や利用者に関する状況を指定特定相談支援事業者等に適切に引き継ぐこと。

都道府県は、市町村が作成する代替プランについて、次回の支給決定時まで指定特定相談支援事業所等に適切に引き継がれているかどうかを定期的に把握し、必要に応じて、市町村に対し、体制整備に関する助言・指導を行う。

## 「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項(ポイント)

\* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

### < 基本的考え方 >

「セルフプラン」自体は、障害者本人(又は保護者)のエンパワメントの観点からは望ましいもの。一方、市区町村が計画相談支援等の体制整備に十分に力を入れないまま安易に「セルフプラン」の提出を誘導しているとの指摘もある。一定の原則が必要。

### < 留意事項(ポイント) >

「セルフプラン」を…

「申請者が希望する場合」:申請者の自由な意思決定が担保されていることが前提

「身近な地域に指定特定相談支援事業者等がない場合」:市区町村(都道府県)が必要な事業者の誘致に向けた努力を行ってもなお体制が確保されない場合が前提

→ 各市区町村は、平成27年度に向けた体制整備を各市区町村・都道府県が進めている中で、体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者を「セルフプラン」に誘導することは厳に慎むべき。

上記( )の場合には、市区町村は…

- ・ 日頃から、相談支援事業者等の充足に向けた支援を図るべき。
- ・ 管内の障害福祉サービス事業所の状況に関する情報提供や記載方法に関する説明や相談等十分な支援を行うとともに、モニタリングに代わるものとして、市区町村が本人の状況を定期的に把握すべき。
- ・ 支給決定の更新時には、相談支援事業者等がサービス等利用計画を作成すべき。

## 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援

予算額：地域生活支援事業の内数

### (事業概要)

障害児者の社会参加を進めるためには、地域の課題の解決や社会的資源の開発・活用が必須であり、地域の理解の促進や関係機関のネットワークが強化される必要があることから、市町村協議会において、先進的に地域資源の開発・利用促進等に向けた取組の支援を行い、障害児者への総合的な地域生活支援の実現を目指す。

### 1 事業内容

地域資源を総合的に活用して、障害児者の社会参加に向けた支援の体制を構築するため、市町村協議会における地域資源の開発・利用促進等に向けた取組に係る事業について助成する。

#### 【事業例】

社会的資源の開発に向けて、障害児者のニーズ調査や先進例の情報収集、商工会議所・地域住民等への啓発の実施、

円滑な医療、教育、福祉サービスの提供や様々な地域資源を複合的に提供するため、コーディネーターを配置の上、相談支援専門員と連携のもと、関係者間の総合的な調整やチームアプローチを実施

児童発達支援センターや保育所等関係機関が連携し、障害児の特性や家族の情報を早期に発見し、一般施策も含めた支援に繋げるための仕組みの構築

医療機関、教育機関の専門職等も含めた多職種による、サービス等利用計画や個別支援計画の評価・助言の実施

2 実施主体 市町村

3 補助率 国1/2以内、都道府県1/4以内

### (効果)

各市町村において新たな社会的資源が開発され、障害児者の自立した生活や、社会参加が推進されるとともに、障害児者により適切なサービスを効率的に提供することが可能となる。

## (8) 障害者虐待の早期発見・未然防止について

厚生労働省では、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」を改訂し、平成26年12月19日付事務連絡「障害者に対する虐待防止・早期発見に向けた取組の徹底について」において周知したところ。特に、障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引きについては、

深刻な虐待事案の発生を踏まえ、通報義務の履行を再徹底する内容としたこと

事業所の職員用に新たに作成した職場内研修用冊子について紹介し、その活用を促す内容としたこと

行動障害を有する障害者が虐待を受けやすいことを踏まえ、強度行動障害支援者養成研修の受講を促す内容としたこと

等を追加している。

また、平成26年11月25日に公表した、「平成25年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」では、障害者施設従事者等による障害者虐待において、事業者自ら通報した割合は、施設従事者の場合も含めて全体の2割未満と低調であったことや、虐待防止を事業所内で積極的に推進すべき役割を担う管理者等が虐待を行っていた事案についても約2割あったところ。

障害者虐待の早期発見・未然防止のためには、法の理解と障害の特性を踏まえた支援のスキルの向上が重要である。各都道府県等においては、事業者に対し、上記研修用冊子を活用した通報義務の徹底や都道府県が実施する研修の受講勧奨等に努めるよう指導していただきたい。さらに、公的な施設等における障害者虐待に関する事案についても度々報道されており、都道府県等による指導監査・事実確認の在り方についても指摘されている。上記の手引きや事務連絡では、各都道府県等が指導監査を行うに当たっての実施方法例も明記しているので、趣旨を理解の上、実効性を担保されたい。

平成25年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

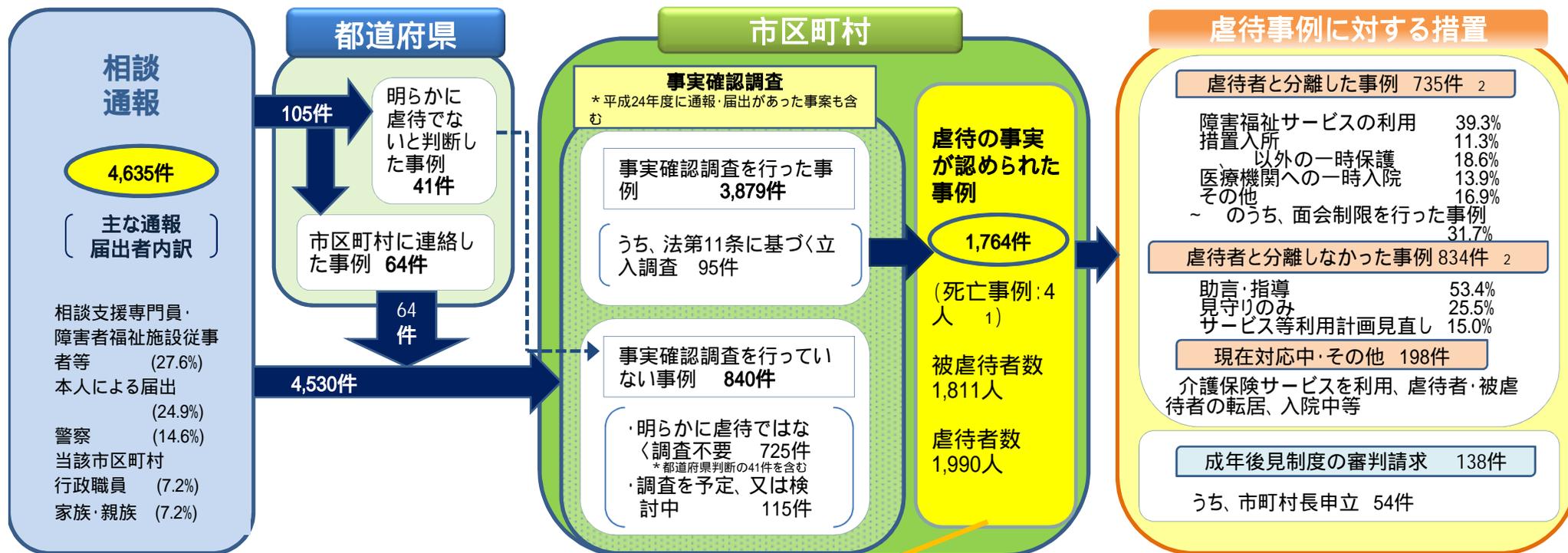
平成24年10月1日に障害者虐待防止法施行(養護者、施設等職員、使用者による虐待)  
 →平成25年度における養護者、施設職員等による虐待の状況について、都道府県経由で調査を実施。  
 ( 使用者による虐待については、今年7月に公表済み (大臣官房地方課労働紛争処理業務室))

【調査結果(全体像)】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待		
			(参考)都道府県労働局の対応		
市区町村等への 相談・通報件数	4,635件 (3,260件)	1,860件 (939件)	628件 (303件)	虐待判断 件数 (事業所数)	253件 (133件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,764件 (1,311件)	263件 (80件)	/	被虐待者数	393人 (194人)
被虐待者数	1,811人 (1,329人)	455人 (176人)			

- 上記は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。カッコ内については、前回の調査結果(平成24年10月1日から平成25年3月31日まで)のもの。
- 都道府県労働局の対応については、平成26年7月18日大臣官房地方課労働紛争処理業務室のデータを引用。

# 平成25年度 障害者虐待対応状況調査 < 養護者による障害者虐待 >



## 虐待者(1,990人)

性別  
男性(65.6%)、女性(34.1%)

年齢  
60歳以上(32.9%)、50～59歳(22.6%)  
40～49歳(19.9%)

続柄  
父(20.6%)、兄弟姉妹(19.7%)  
母(18.6%)

虐待の種類・類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
63.3%	5.6%	31.6%	18.9%	25.5%

## 被虐待者(1,811人)

性別 男性(37.1%)、女性(62.9%)

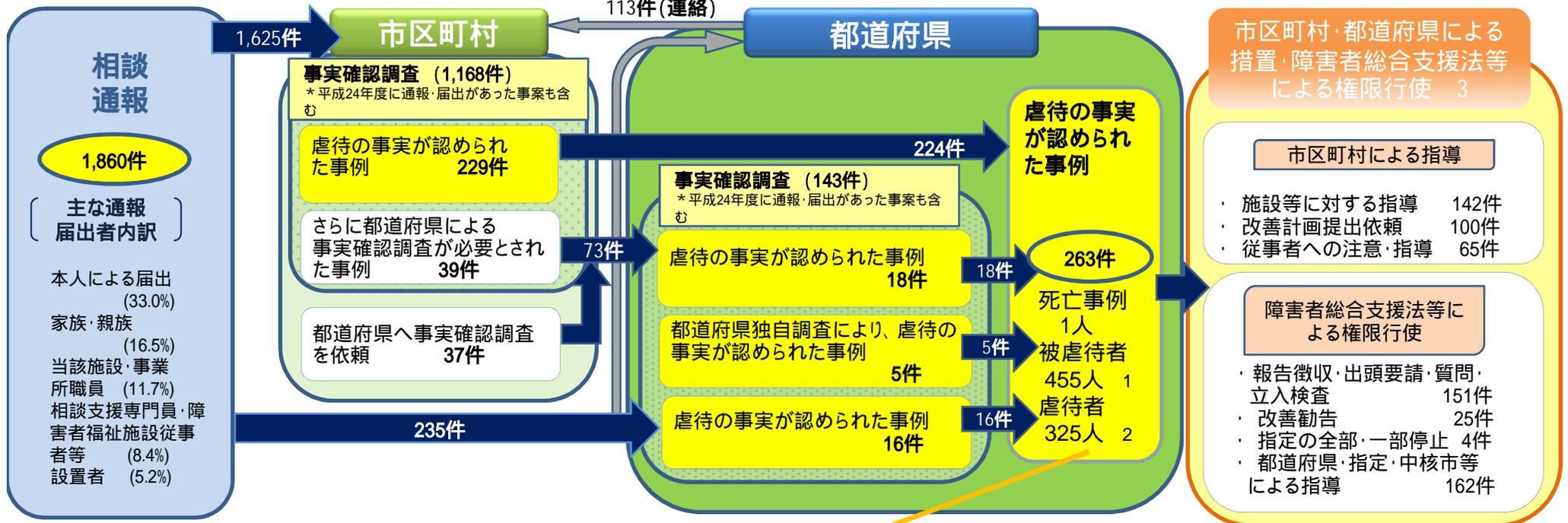
年齢  
50～59歳(20.9%)、40～49歳(19.5%)  
20～29歳(19.4%)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
25.8%	50.6%	36.0%	1.7%	2.0%

障害程度区分認定済み (51.7%)  
行動障害がある者 (25.1%)  
虐待者と同居 (79.8%)  
世帯構成  
両親と兄弟姉妹(13.5%)、単身(10.8%)、配偶者(10.0%)

1 うち2件は、心中事件により発覚した事例のため、1,764件には含まれていない。  
2 虐待者との分離については、被虐待者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った事例が含まれるため、虐待事例に対する措置の合計件数は、虐待が認められた事例1,764件と一致しない。

# 平成25年度 障害者虐待対応状況調査 < 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 >



## 虐待者 (325人)

性別  
男性 (66.8%)、女性 (33.2%)

年齢  
40～49歳 (20.9%)、50～59歳 (19.1%)  
60歳以上 (17.5%)

職種  
生活支援員 (43.7%)  
その他従事者 (16.3%)  
管理者 (9.5%)  
設置者・経営者 (6.2%)  
サービス管理責任者 (5.8%)

- 1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の10件を除く253件が対象。
- 2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった9件を除く254件が対象。
- 3 平成25年度末までに行われた措置及び権限行使。

虐待の種類・類型 (複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
56.3%	11.4%	45.6%	4.6%	6.8%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	割合
障害者支援施設	71	27.0%
居宅介護	2	0.8%
重度訪問介護	2	0.8%
行動援護	1	0.4%
療養介護	2	0.8%
生活介護	36	13.7%
短期入所	5	1.9%
共同生活介護	35	13.3%
自立訓練	1	0.4%
就労移行支援	4	1.5%
就労継続支援A型	16	6.1%
就労継続支援B型	51	19.4%
共同生活援助	10	3.8%
移動支援	3	1.1%
地域活動支援センター	6	2.3%
児童発達支援	3	1.1%
放課後等デイサービス	15	5.7%
合計	263	100.0%

## 被虐待者 (455人)

性別 男性 (62.2%)、女性 (37.8%)

年齢  
20～29歳 (25.3%)、40～49歳 (21.5%)、  
30～39歳 (20.9%)

障害種別

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
29.2%	79.8%	14.1%	6.4%	1.8%

障害程度区分認定済み (74.1%)  
行動障害がある者 (21.3%)

## (9) 発達障害者支援施策の推進について

発達障害者支援センター(以下センター)の地域支援機能強化について

センターは医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関と連携して支援に取り組むことが不可欠。

これまで、各センターにおける

- ・市町村や事業所等の関係機関職員に対する研修
- ・コンサルテーションの強化や対応困難事例に対するバックアップ体制の整備

の実施等、地域支援機能を強化するための方針を示してきた。

これらを着実に実施するため、平成26年度予算においては市町村や事業所等への支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等を行う「発達障害者地域支援マネジャー」のセンター等への配置を地域生活支援事業のメニューとして加えたところであり、さらに平成27年度予算案においてはこのマネジャーに対する研修として、従前の基礎研修に加え、更なる専門性の確保を目的とする応用研修を実施するための経費を計上したところ。

各自治体においては域内における発達障害支援の状況を総合的に検証のうえ、積極的にマネジャーを配置するとともに、研修への受講について特段のご配慮をお願いする。

「世界自閉症啓発デー」について

平成19年12月、国連総会において、4月2日を「世界自閉症啓発デー」に定める決議が採択された。

啓発活動については、厚生労働省、日本自閉症協会及び関係団体で組織する実行委員会において、

- ・「東京タワー ライト・イット・アップブルー」を平成27年4月2日(木)に、
  - ・「世界自閉症啓発デー2015・シンポジウム」を平成27年4月4日(土)に、
- をそれぞれ実施することとしている

各都道府県等においては、関係機関や関係団体等と連携しながら、ライトアップやシンポジウム、セミナーの開催等、地域の実状に応じ、広く一般市民への関心を高めるような普及啓発を促進していただきたい。

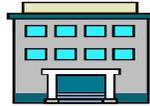
# 発達障害者支援センターの地域支援機能強化

発達障害については、支援のためのノウハウの普及が十分に行われていないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっていることから、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制を整備する。

## 発達障害者支援センター

(地活事業)職員配置：4名程度

相談支援(来所、訪問、電話等による相談)  
発達支援(個別支援計画の作成・実施等)  
就労支援(発達障害児(者)への就労相談)



その他研修、普及啓発、機関支援

### (課題)

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

## 都道府県等

### 発達障害者支援体制整備(地活事業)

発達障害者支援体制整備検討委員会      市町村・関係機関及び関係施設への研修  
アセスメントツールの導入促進     ペアレントメンター(コーディネータ)

## 地域支援機能の強化へ



### 地域支援体制マネジメントチーム

発達障害者地域支援マネジャーの配置：6名程度

- ・原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

## 市町村

体制整備支援(2名)

全年代を対象とした支援体制の構築  
(求められる市町村の取組)  
アセスメントツールの導入  
個別支援ファイルの活用・普及



## 事業所等

困難ケース支援(2名)

困難事例の対応能力の向上  
(求められる事業所等の取組)  
対応困難ケースを含めた  
支援を的確に実施



## 医療機関

医療機関との連携(2名)

身近な地域で発達障害に関する  
適切な医療の提供  
(求められる医療機関の取組)  
専門的な診断評価  
行動障害等の入院治療



# 発達障害支援について国が行う研修

平成27年度予算案 : 8百万円  
(平成26年度予算 : 7百万円)  
及び(独)国立・精神神経医療研究センター運営交付金の内数

発達障害者支援センター職員や医師等の発達障害施策に携わる職員を対象に、国立機関等において研修を実施し、各支援現場等における対応の充実を図る。

## < 国立障害者リハビリテーションセンター >

### 1 発達障害者支援センター職員研修

発達障害者やその家族に対する相談・発達支援、就労支援、普及啓発等に関する**専門的な知識・技術**に精通するための研修

期間 3日間1回

対象 **発達障害者支援センター職員**

### 2 発達障害支援者研修

国の研究やモデル事業により効果が確認された**アセスメントや支援手法の知識**を習得するための研修

期間 3日間1回

対象 **巡回支援専門員、児童発達支援事業所の職員など**

### 3 発達障害者地域支援マネージャー研修

#### ・一般研修

市町村の支援体制構築、事業所等の対応困難事例への対応、医療機関との連携等に関する**マネジメント**に精通するための研修

期間 3日間1回

#### (新規要求)

#### ・応用研修

マネージャーの更なる質の向上と、全国ネットワーク形成を目的とした支援対象別の研修

期間 3日間2回×3コース + 全体研修1日

対象 **発達障害者地域支援マネージャー**

### 4 発達障害就労移行支援者研修

発達障害者の特性に応じた**就労移行支援事業の進め方**を習得するための研修

期間 3日間1回

対象 **就労移行支援事業所職員など**

## < 国立精神・神経医療研究センター >

### 5 発達障害早期総合支援研修

幼児期における発達障害の**早期発見・早期支援**について最新の知識を習得するための研修

期間 2日間1回

対象 **乳幼児健診に携わる医師、保健師など**

### 6 発達障害精神医療研修

一般精神医療現場や精神保健領域における発達障害者の**診断や治療、他領域との連携**に関する最新の知識を習得するための研修

期間 2日間1回

対象 **精神科医療機関、精神保健福祉センターの医師など**

### 7 発達障害支援医学研修

発達障害支援の**アセスメントや治療**など、幅広い分野の最新の知識を習得するための研修

期間 2日間2回

対象 **保健所、小児医療機関、発達障害者支援センターの医師など**

(内容)

市町村支援コース、事業所支援コース、医療機関連携コースに分け、コンサルテーション技術における各地の実践情報交換と地域分析、行動計画作成を内容とする研修を実施。さらに上記3コースに加え、対象分野に関わらず全体的な視点から最新の知見について学習する全体研修を実施

上記以外にも関係する研修として自閉症支援ステップ研修(国立障害者リハビリテーションセンター)、強度行動障害支援者養成研修(国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)なども実施

\*これらの研修に関する情報は発達障害情報・支援センターのサイトにおいて公開  
<http://www.rehab.go.jp/ddis/イベント情報/>

## 「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障害啓発週間」(4月2～8日)について

平成27年度予算案 : 8百万円  
(平成26年度予算 : 1.2百万円)

### 【背景】

#### 【国連における採択】

○平成19年12月、国連総会においてカタル国が提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス(無投票)採択。  
決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

○平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

(関連)平成24年12月、国連総会において、バングラディッシュ国が提出した議題「自閉症スペクトラム障害、発達障害及び関係する障害によって受けている個人や家族、社会が必要とする社会経済的ニーズに取り組む」決議をコンセンサス採択。

### 【国内の啓発活動】(平成26年度 開催)

#### 【国における取組】

関係府省(内閣府、外務省、厚生労働省、文部科学省、法務省、国土交通省)大臣メッセージの発出  
世界自閉症啓発デー2014・シンポジウム(作品展示等)

- ・日時 平成26年3月29日(土) 10:00～16:30 **\*平成27年度は4月4日(土)に開催(会場、主催等は前年同)**
- ・場所 灘尾ホール(千代田区)
- ・主催 厚生労働省、日本自閉症協会
- ・共催 日本発達障害ネットワーク他(大会実行組織:世界自閉症啓発デー・日本実行委員会)

東京タワーブルーライトアップ

- ・平成26年4月2日(火) 18:15～点灯式 同日、併せて作品展示等を実施(13:00～) **\*平成27年度も4月2日(木)に開催**



#### 【全国各地の取り組み】

各都道府県等において、関係機関や関係団体等と連携しながら、名所旧跡のブルーライトアップ、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じて創意工夫を図りながら、広く一般市民への関心を高めるような普及啓発を実施。

これらの取組内容については、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会WEBサイトに掲載。<http://www.worldautismawarenessday.jp>